

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年7月29日（平成27年（行個）諮問第129号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行個）答申第125号）

事件名：本人の療養補償給付請求に対する支給決定に係る調査復命書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成25年特定月日支給決定された労働災害の件に関して特定労働基準監督署長に対して請求した療養補償給付たる療養費用請求書その処分を行う際の判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料の一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年3月6日付け静岡個開（決）26-221号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、審査請求人が開示すべきとする部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

まず、不開示とされたことに異議のない部分につき、お断りします。
「2 不開示とした部分とその理由」の上から5行目、「また、当該保有個人情報には、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報として、法人の印影が記載されており、これは同条3号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」
また、同じく上から9行目、「さらに、当該保有個人情報に記載されている開示請求者以外の者に聴取・確認した内容は、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質

上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報として同条7号柱書きに相当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」この2点については、不開示とされたことに異議はありません。

不開示とした処分を取り消すとの裁決を求める部分について法15条(部分開示)2号を記します。

「開示請求に係る保有個人情報に前条2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

開示していただきたいのは、私が開示請求した「平成25年特定月日支給決定された労働災害の件に関して特定労働基準監督署長に対して請求した療養補償給付たる療養費用請求書その処分を行う際の判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料の一切」のうち、「精神障害の業務起因性の判断のための調査復命書・1 総合判断(2)業務による心理的負荷～発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価3-3:ひどい嫌がらせ、いじめを受けた」の、具体的な内容及び評価です。

個人名は、もちろん、不開示であることは承知いたします。しかし、個人名または人物を示す単語を不開示としたとき特定の個人を識別することはこの文章からは難しく(会社内の誰とも判別・区別はできません。)、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれはないと推察いたします。

また、「3 業務による心理的負荷の有無及びその内容25」には、認定事実として、上記「具体的な内容及び評価」と同様の文章が記載されています。ここには、「具体的な内容及び評価」では不開示とされている部分が開示されており、個人名及び人物を示す単語が不開示となる以外は、上記「具体的な内容及び評価」は15条2号が適用され、開示し得る部分であると推察するものです。

よって、この部分の個人名及び人物を示す単語以外の部分の開示を請求いたしたく、今回の部分開示決定の処分を取り消すとの裁決を求めます。

(2) 意見書

諮問庁の説明した理由に対する意見

ア 諮問庁(厚生労働大臣)の、審査請求に対する結論及び開示部分

厚生労働大臣は、不開示情報の該当性について法14条2号及び7号の柱書きを掲げ、その上で原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、諮問庁理由説明書別表中「不開示を維持する欄」に掲げる情報については、法14条2号及び7号の柱書きに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当と述べられました。

諮問庁が、原処分において不開示とした部分のうち新たに開示する一部とは、理由説明書別表に記載された「2頁「(3-3:ひどい嫌がらせ, いじめを受けた)」欄の10行目18文字目ないし11行目16文字目」と理解いたしました。

イ 諮問庁(厚生労働大臣)が述べた「結論」に対する反論

(ア) 添付資料1(以下, 省略)(3-3)の部分中に「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」の他頁において開示されていると認められる部分があることについて

審査請求書でも述べましたが, 添付資料1(3-3)の部分中, 「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」の他頁において開示されていると認められる箇所があります。

2件(添付資料2, 添付資料3)(以下, 省略)提示いたします。添付資料をご照覧下さるようお願いいたします。

① 添付資料1の(3-3)を1行目とした, その3行目(文字数不明)ないし4行目(文字数不明)の不開示とされている部分は, 添付資料2総合判断欄(理由)を1行目とした, 8行目56文字目ないし9行目10文字目までに開示されています。

② 添付資料3, 認定事実を1行目とした5行目(文字数不明)ないし6行目22文字目までは, 「3 業務による心理的負荷の有無及びその内容25」には, 認定事実として, 上記「具体的内容及び評価」と同様の文章が記載されています。これは, 「「具体的内容及び評価」では不開示とされている部分が開示されており・・・」と私が審査請求書で主張した部分です。

今回, 厚生労働大臣が, 理由説明書結論において, 「原処分の一部を変更し, 原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で・・・」とした, 理由説明書別表でいう2頁「(3-3:ひどい嫌がらせ, いじめを受けた)」欄の10行目18文字目ないし11行目16文字目の部分にあたります。

(イ) 添付資料2, 3で開示されている部分(下線部分)を, 添付資料1に組み込んだところ, 以下, 表A(以下, 省略)のようになりました。

(ウ) 添付資料2, 3で開示されていると提示した情報に関連して, 思

量いたしました。

- ① 既に開示されていた情報のひとつ（添付資料2）は状況を表わすものでした。また、もうひとつ（添付資料3）については状況を「推認」するものであり、いずれも法14条2号及び7号柱書きの不開示情報に反するものではありません。
- ② すると、表A3行目21文字目ないし35文字目の部分も、後に続く言葉が「確認できる」ですから、状況・状態等記述したものと推測することができます。開示し得る情報であると思量いたします。
- ③ また、表A4行目14文字目ないし36文字目については、ここに記述された情報が請求人の申し立てと符合するということですから、この部分ももはや開示されていると同様です。
- ④ 表A5行目24文字目ないし6行目6文字目ないし20文字目についても、この記述から鑑みれば、申述とはいいながら申述した者について記述しておらず、申述者を特定することはできないと推察いたします。

ウ 諮問庁（厚生労働大臣）理由説明書及びその結論に対する意見

上記（ウ）①～④により、個人名及び人物を示す部分以外は、開示をお願いした「具体的内容及び評価」については、概ね開示し得る情報であると私は考えております

以下表B（省略）の①及び○部分（②は今回開示が妥当とされた部分）につき開示するとの決定をくださるようお願いいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年2月3日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成25年特定月日に支給決定された労働災害の件に関して特定労働基準監督署長に対して請求した療養補償給付たる療養費用請求書その処分を行う際の判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料の一切」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年4月27日付け（同月30日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成25年特定月日に支給決定された労働災害の件に関して特定労働基準監督署長に対して請求した療養補償給付たる療養費用請求書その処分を行う際の判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料の一切」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成27年7月29日 諮問の受理

- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年9月4日 審査請求人から意見書を收受
- ④同月15日 審議
- ⑤平成28年10月20日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成25年特定月日支給決定された労働災害の件に関して特定労働基準監督署長に対して請求した療養補償給付たる療養費用請求書その処分を行う際の判断とした実地調査復命書及び復命書添付資料の一切」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

なお、審査請求人は、審査請求書において、本件対象保有個人情報の一部についてのみ開示を求めていることから、当該部分の不開示情報該当性について、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、検討する。

2 不開示情報該当性について

別表の2欄に掲げる不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び聴取内容から認定された事実であり、法14条2号本文後段に規定する、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないものの、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

当該部分のうち、2頁「(3-3:ひどい嫌がらせ, いじめを受けた)」欄の3行目29文字目及び30文字目並びに34文字目ないし4行目については、原処分において既に開示されている情報から、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督署の行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条7号柱書きに該当しない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、審査請求人が知り得る情報とは認められず、

これを開示すると被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条7号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 不開示情報 (法14条該当号)			4 開示すべき部分
		2号	3号イ	7号	
精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	2頁「(3-3:ひどい嫌がらせ, いじめを受けた)」欄の10行目18文字目ないし11行目16文字目以外の不開示部分	○		○	2頁「(3-3:ひどい嫌がらせ, いじめを受けた)」欄の3行目29文字目及び30文字目並びに34文字目ないし4行目